

「知的財産推進計画(仮称)」骨子に盛り込むべき事項について (案)に関する議論の概要

平成22年3月26日
知的財産戦略推進事務局

【現状認識】

- 経済情勢が厳しい中、なぜ知的財産を強化すべきかを明確化すべき。施策の必要性と何があってもそれをやり通すという決意を明確化すべき。【迫本委員】
- 国際競争力の観点から、今なぜ知的財産戦略が求められているのかを、記載すべき。【荒井委員】
- 日本は依然、世界第3位の市場。「国内市場の伸びが見込めない」との悲観的な書きぶりは不適切。【相澤(英)委員】
- 事業戦略的な観点からは、権利化のマネジメント、標準のマネジメント、契約のマネジメントの3点が必要。【妹尾会長】
- 日本の産業競争力、事業競争力に資する標準化、知財化、あるいはこれらをとらないやり方は何かということを念頭に置くこと、すなわち、「知を使う知」が重要。【妹尾会長】

1. 企業等の事業活動における戦略的な国際標準化、知的財産を有効なツールとして活用することにより、グローバルな規模で事業に成功する。

(1) 技術動向、市場動向、我が国の特長を勘案し、特定戦略分野(例えば:スマートグリッド、水関連技術)における標準化ロードマップを含む競争力強化戦略を策定・実行するとともに、その基盤となる施策を充実する。

(標準化戦略について)

- 標準化を進めれば国際競争力が上がるわけではない。非常に難しい議論であり、注意が必要。【佐々木委員】
- 標準化の周辺技術の特許権で保護しないとリターンがない。現在の制度で保護できなければ見直すべき。【相澤(英)委員】

- 競争領域の知財創出保護と非競争領域の標準化の棲み分けはイノベーション戦略。本当に守るべきノウハウ領域も必要。どのように一本化するのかが求められている。【渡部委員】
 - 標準化を通じてパテントプールへ入り国際的に戦うことも重要。【野元委員】
 - 携帯電話など過去の失敗事例を学び、日本の標準化戦略に活かすべき。【岸委員】
 - 標準化ロードマップの記載があるが、そもそもより大きな視点で事業成功へ向けた戦略を短期で策定し、実行すべき。【山本委員】
 - 標準化は、ソリューション提供(課題解決)という視点が大事。【広崎参考人】
 - 標準化したから成功する訳ではないため、標準化するものとししないものを判断する必要がある。【小川参考人】
 - 日本では、新幹線、原発などインフラに関する官民一体の市場開拓ができていない。【妹尾会長】
 - 南米の地デジの標準は日本式が普及する。けれども売れるテレビやチューナーは全て韓国・台湾製という状況はいかがなものか。【妹尾会長】
- (標準化戦略の基盤について)
- 技術を普及したいが、相手毎の異なるロイヤリティ設定は独禁法により難しい。この構造も議論すべき。【佐々木委員】
 - 知財権と標準化の関係、どのレベルで知財権の活用を認めるべきかについても整理すべき。【三尾本部員】
 - 共同研究のプログラムとあるが、アーリーステージからの共同研究、仲間作りは重要である。【上條委員】
- (目標について)
- 目標は何が作用したかの検証が難しい。既存の各計画と国家戦略との関係を明確にしないと力が分散する。【佐々木委員】
 - 目標以前に、グランドデザイン(技術創出、標準化の事業戦略、国際機関での活動戦略等の組立て)が必要。【佐藤委員】
 - 専門人材の定義を明確化した上で目標人数を決めるべき。【相澤(益)委員】
 - 人材育成は究極の目標で数値目標にはあわない。【岸委員】
- (人材育成・評価について)
- 議長ができる人だけでなく、標準を書く人、知財と組み合わせて戦略が考えられる人も重要。【上條委員】
 - 企業は、標準化が競争力の根源であれば人材を育成する。【佐々木委員】
 - 企業等での経験者が標準を教える人となるプログラムを政府で作って欲しい。【上條委員】
 - 人材は、経験しながら育てることが必要。また、現場で戦い抜いた人しか標準は語れない。【佐藤委員】
 - 標準は規格書作成のみならず事業への結びつけがないと意味がない。

標準だけを仕事にする人ではだめ。【福島委員】

- 企業での標準化活動の評価は、事業成果をあげているか否かによる。評価されない人は事業視点がない。【福島委員】
- 標準化で重要なのは、チェアマンがフェアであって将来何が生み出されるのかを考えられることである。【久夙良木委員】
- 国際連携を進める必要があり、標準化人材の育成は資格など何らかの工夫をしていく必要がある。【広崎参考人】

(官と民の役割の明確化等について)

- 官が取り組むべき点の明確化が必要。官は、事業活動の障害になっている制度の改善に取り組むべき。例えば、独禁法や税制の改善に焦点を当てるべき。【佐々木委員】

(2) 低コストかつ効率的にグローバルな権利取得と保護を可能とする国際知財システムを構築する。

- 実質的な相互承認に向け、条約の議論以外にも、他国との共同サーチなど、デファクトベースの取組を進めていくことが重要。【荒井委員】
- PPHには制約があり、利用が限られる。同じような権利をグローバルに取得するためPPHを如何に変えていくか、議論して欲しい。【福島委員】
- 特許審査に関するITインフラ整備し、また、言語の壁を超えた知の集積ができるようにするべき。【福島委員】
- ニセもの対策の強化も重要であり、そのための体制整備、外交の強化等も盛り込むべき事項に入れるべき。【荒井委員】
- アジア諸国のUPOVへの加盟促進、東アジア植物保護フォーラムの活動強化も重要。【荒井委員】
- 海外特許出願率を目標とすることは不適切。世界3位のマーケットである日本国内の出願数も重要。【相澤(英)委員】

(3) その他

- 製品を売り上げるという製造業の立場からみると、「技術貿易収支」という指標には疑問【高柳委員】

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規事業を創出する。

(1) ベンチャー・中小企業や地域における知的財産や個人の「知」の

活用を促進し、国内のみならず世界でも通用する事業を生み出す。

- 中小企業はどのように特許をとったらいいのか、どのくらい料金がかかるのか不安。弁理士費用と特許庁に支払う料金とがパック化された出願支援制度を望む。【荒井委員】
- 特許料等の減免制度を大幅に拡充し、対象を中小企業全体に広げるべき。全中小企業の対象化を「検討」に留めるのではなく、確実に実行してほしい。【荒井委員】
- 中小企業も今後海外へビジネス拡大する必要がある。【荒井委員】
- 海外での権利取得の支援だけでなく、海外での権利行使の支援も検討するべき。【江幡委員】
- 中小企業の海外出願の支援については、有望な案件について手厚く支援できるようなものにすべき。【佐藤委員】
- 相談窓口整備にあたっては、弁護士会の「弁護士知財ネット」や弁理士会による同様な支援体制等とも連携することが効果的。【江幡委員】
- 現在見過ごされている製品の使い手であるユーザーが起こしているイノベーションを促進する策も論点とすべき。【西山委員】

(2) 産学官共創力を世界最高水準に引き上げる。

(大学や公的研究機関における産学連携体制について)

- 大学知財本部・大学TLOが全国各地に配置されているが、ほとんどの組織が経営的には厳しい状況。共通的な大学等支援機能を強化すべきではないか。【相澤(益)委員】
- 大学における知財体制を抜本的に見直すべき。大学等において、アーリーステージの知的財産を適切に保護できるような体制が必要。【佐藤委員】
- 研究現場にリサーチ・アドミニストレータを配置すべき。【渡部委員】
- 共同研究で博士課程の学生やポスドクを研究助手とすることは間違っている。ポスドクは研究者の一手手前で研究する者である。【相澤(益)委員】
- 産学連携活動は支援人材が行うものであって、教員が行うものではない。【相澤(益)委員】
- 大学教員の研究や教育の時間を減らすとの議論は論外である。【出雲委員】
- 産業界、政府、ベンチャーキャピタルなどが集まって新しいものを生み出す場(プラットフォーム)としての機能を、大学等公的な機関が担うべき。【中村委員】

(いわゆる「仮出願」について)

- 大学の研究成果の迅速な発表と特許出願を両立させるため、論文の様式でも出願可能な制度の導入、新規性喪失の例外の範囲の拡大等が早急に必要。【山本委員、荒井委員】
- 先願主義の考え方では、出願時に発明を開示する必要があり、論文を出願するだけでは良い権利にならない。【佐藤委員】
- 仮出願を導入する場合、出願の補正の要件などを緩和しなければ実効的な権利を獲得できない。【相澤委員】
- 世界で制度統一を目指し、米国で先発明主義が是正される動きがある中、米国仮出願のような制度をそのまま導入することに反対。【高柳委員】
- 仮出願制度について、いい加減な出願ができる制度を求めているわけではない。質を向上させる現場の努力が前提。【渡部委員】
- 論文出願が可能となった場合、安易に論文による出願を行わないようにする施策を別途講じる必要がある。【山本委員、江幡委員】

(税制支援や資金的な支援について)

- 民間から大学等に資金が入る際の障害となる金融に関する規制や税制を見直すべき。【相澤(英)委員】
- 企業から大学への資金提供を拡大するには、これを促進する税制が効果的。また、出口を意識した国の研究予算の配分、大学・研究者の意識改革が必要。【高柳委員】
- 公的研究開発費において、国内外の権利取得や標準化に向けた準備費用なども積算に入れて支援すべき。【荒井委員】
- 企業による大学発ベンチャーへの投資を促進するような税制が必要。【山本委員】

(その他)

- 大学の知は中小・ベンチャー企業に活用させるべきとの観点から、日本版バイ・ドールの在り方を見直すべきではないか。【渡部委員】
- 大学関係者に対しても、営業秘密の取扱いや論文発表前の特許出願など、知財戦略の意識浸透が重要。【出雲委員、江幡委員】
- 目標指標例において「IMD指標の産学連携力を5位以内」とある。もちろんトップを目指すべきだが、具体的に何をしたら順位が上がるのか不明であれば、指標から除外すべき。【山本委員】

(3) オープン・イノベーションへの対応を含め、イノベーションを加速するインフラを整備する。

(オープン・イノベーションに対応した知的財産制度構築)

- ライセンシーの対抗制度に関し、我が国の登録対抗制度は国際的スタンダードと異なっている。この問題に正面から取り組むべき。【大淵委員】

- 刑事訴訟手続で営業秘密が公開されてしまうという問題に対して、裁判公開の原則に留意しつつ、適切な法的措置を講じるべき。【佐々木委員、高柳委員】
- 営業秘密に関する刑事手続の検討にあたっては、裁判公開の原則に留意が必要。【相澤(英)委員】

(権利の安定性の向上、ダブルトラック)

- 特許庁と地方裁判所の両方で特許の有効性が争える制度は中小企業にとって不利ではないか。【荒井委員】
- 権利の安定性に係る問題は企業にも共通する問題である。【福島委員】
- 権利が侵害訴訟で無効になっては、知財を活用したビジネスが成立しない。ダブルトラックの問題について制度的な解決が必要。【佐藤委員】
- 技術的事項は特許庁、法律的事項は裁判所と整理するとともに、特許庁の審査・審判の質の向上、迅速化を図るべき。【荒井委員】
- キルビー判決は「明らか」要件を課して、行政と裁判所の役割を分けていた。特許法第 104 条の 3 の廃止ではなく見直しが適当。【佐藤委員】
- 仮にキルビー判決以前も勝訴率が弱いとするならば、元々勝訴率が低いこと自体を問題視するべきではないか。【相澤(英)委員】
- 裁判所で無効判断できるようになったため、無理な権利解釈がなくなり、判決がわかりやすくなった【大淵委員】。
- ダブルトラックの問題も指摘されるが、本質的な問題ではない。【江幡委員】
- 侵害訴訟と無効審判との判断齟齬は実際には多くない。ダブルトラックそのものよりも、「蒸し返し」の問題への対応が重要。【江幡委員】
- 特許侵害訴訟は他の訴訟より勝訴率が低い。特許の場合は技術的・法律的判断を含むため、他の訴訟とは異なる。【江幡委員】
- 三審制が機能しているのか、チェックするべき。【渡部委員】
- 判決データが詳細に完全に公表されていない現状にも問題あり。詳細なデータに基づいて議論すべき。【渡部委員】

(特許審査の運用改善)

- 日本の制度では、期間を徒過した場合の救済制度が諸外国と比べて整っていない。【佐藤委員】
- 特許出願に関する明細書の記載要件、補正要件等の形式要件について日本は諸外国に比べ要件が厳格過ぎる。【佐藤委員】

(了)